

下関市公共交通整備検討委員会傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、下関市公共交通整備検討委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（非公開等の決定）

第2条 委員会の会長（以下「会長」という。）は、次に掲げる場合に会議を公開しないことができる。

- （1）不開示情報（下関市情報公開条例第6条）に該当する場合
 - （2）円滑な会議の運営が損なわれるおそれがある場合
 - （3）その他非公開とすることに相当する理由がある場合
- 2 前項の場合において、会長は、必要があると認めるときは、委員の意見を聞くことができる。

（手続）

第3条 委員会を公開するときに傍聴を希望する者（以下「希望者」という。）は、会長に対し傍聴の許可を得た上で、事務局の指示を受け、会議場に入場することができる。

- 2 傍聴の受付は、会議の開始予定時刻の30分前から開始前までの間に先着順で行い、定員になり次第、終了とする。
- 3 傍聴の受付が定員を超えない時は、前項にかかわらず希望者は会議場に入場することができる。

（傍聴席の定員）

第4条 傍聴席の定員は、10名とする。ただし、会議場の都合によりこれを増減することができる。

（守るべき事項）

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- （1）危険物、ピラ、掲示板、旗の類を持ち込まないこと。
- （2）楽器、ラジオその他音声を発する機器類を持ち込まないこと。
- （3）所定の席で傍聴し、みだりに席を離れないこと。
- （4）飲食又は喫煙をしないこと。
- （5）会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と意思を表さないこと。
- （6）大声を出して騒ぎ立てないこと。
- （7）写真、ビデオ等を撮影し又は録音等をしないこと。
- （8）携帯電話等を使用しないこと。
- （9）会長又は事務局の指示に従うこと。
- （10）前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（違反に対する措置）

第6条 会長は、傍聴人が前条の規定に違反するときは、これを止めるように命じることができる。

- 2 傍聴人が前項の命令に従わないときは、会長は、これを退場させることができる。

附 則

この要領は、平成28年11月14日から施行する。